

3. 給与支払報告書（個人別明細書） 記入例

- (1) 令和7年1月1日の居住地を記入してください。
- (3) 配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入してください。
- (6) 個人番号は必ず記入してください。
- (7) 該当する事項がある場合、「○」を付してください。
- (10) 給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

⑦ 給与支払報告書（個人別明細書）

※ 区分	※ 受給者番号	1
住所 久留米市城南町15-3	個人番号 123456789012	
種別 給与	支払金額 6,543,210	給与と所得控除後の金額 (調整控除後) 4,792,000
	所得控除の合計額 3,317,345	源泉徴収税額 0
配偶者(特別)控除の額 380,000	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	
特定 1	老人 1	その他 1
社会保険料等の金額 612,345	生命保険料の控除額 120,000	地震保険料の控除額 15,000
住宅借入金等特別控除の額		
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 73,700円、控除外額 76,300円 久留米 一男(同特)		
基礎控除の区分	源泉控除の額	所得金額調整控除の額
基礎控除 48	源泉控除 300,000	所得金額調整控除 0
扶養親族の区分	扶養親族の氏名	扶養親族の個人番号
1 6歳未満の扶養親族	クルメ ハナ子 久留米 花子	234567890123
2	クルメ シロウ 久留米 次郎	345678901234
3	クルメ カズオ 久留米 一男	456789012345
4		
中途就・退職	受給者生年月日	
○ 6 8 1	元号 昭和 33	年 月 日 1 20
個人番号又は法人番号 1234567890123	住所(居所)又は所在地 久留米市城南町15-5	氏名又は名称 株式会社 久留米商事
		(電話) 0942-30-9008

- (2) 氏名には必ずフリガナを記入してください。
- (4) 16歳未満の扶養親族の人数を記入してください。
- (5) (源泉・特別)控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のうち、非居住者の人数を記入してください。
- (8) 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。
- (9) 基礎控除額が48万円以外の場合は、記入してください。
- (11) 令和6年の途中で就職又は退職をされた場合には該当欄に○印をつけ年月日を記入してください。
- (12) 生年月日は必ず記入してください。

- (13) 摘要欄
- 中途就職者で前職分を含んで年末調整をされた場合は、前事業所の住所・名称・給与収入額・源泉徴収税額・社会保険料の金額を記載してください。
 - 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、普通徴収申請書に記載の略号A~Fを記入してください。なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。
 - 障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する方の氏名を記載してください。(例「氏名(同特)」)
 - 給与所得が1,000万円超で、同一生計配偶者を有する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例「氏名(同配)」)
 - 所得金額調整控除の適用がある場合には、その扶養親族の氏名を記入してください。ただし、控除対象扶養親族欄等ですでに記載している場合には省略可能です。(例「氏名(調整)」)
 - 退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族を有する場合には、氏名及び退職所得を除く合計所得金額を記載してください。(例「氏名(退職所得)〇〇円」)
- 退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族が障害者の場合、例のとおり記載してください。(例「氏名(同特)(退職所得)〇〇円」)
 - 退職手当等の支払いを受ける扶養親族を有し寡婦、ひとり親に該当する場合、例のとおり記載してください。(例「氏名(ひとり親)(退職所得)〇〇円」)

- 退職手当等の支払いを受ける配偶者又は扶養親族が配偶者控除、扶養控除または障害者控除の対象とならず、所得金額調整控除の適用を受ける場合、例のとおり記載してください。(例 氏名(調整)(退職所得)〇〇円)
 - 定額減税控除額は、記入例を参考に「源泉徴収時所得税減税控除済額」「控除外額」を記入してください。合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額に含めた場合は、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記入してください。
- (14) (源泉・特別)控除対象配偶者が非居住者である場合は、区分欄に○印をつけてください。また控除対象扶養親族が非居住者である場合は、区分欄に内容に応じて、例のとおり記入してください。

非居住者である控除対象扶養親族の区分	記入方法
30歳未満又は、70歳以上	01
30歳以上70歳未満、留学生(※1)	02
30歳以上70歳未満、障害者	03
30歳以上70歳未満、38万円以上送金(※2)	04

(※1)「留学生」とは、留学により国内に住所及び居住を有しなくなった者をいいます。

(※2)「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。

30歳以上70歳未満の非居住者が上記02~04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。

※「住宅借入金等特別控除可能額」は、別紙を参照してください。